

令和5年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	その他不正又は不誠実な行為	東京都文京区根津一丁目17番7号 株式会社 モスコム 代表取締役 白井 康博	令和5年4月28日から 令和5年7月27日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R5.4.28	左記業者は、本市が発注した「松戸市男女共同参画センター窓口業務委託」及び「松戸市立博物館観覧料徴収業務等委託」において、予定価格の範囲内で落札したにもかかわらず、入札金額の積算を誤った等の理由により、契約締結を辞退した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
2	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 三菱電機 株式会社 代表執行役 漆間 啓	令和5年4月28日から 令和5年5月27日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R5.4.28	左記業者は、令和5年3月17日、総務省関東総合通信局から電波法に基づき、無線設備等の登録検査等事業について、30日間の業務停止命令及び業務改善命令の行政処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
3	競売入札妨害又は談合	広島県広島市中区鶴見町4番25号 株式会社 増岡組 代表取締役社長 増岡 聡一郎	令和5年4月28日から 令和5年10月27日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第2号ハ(贈賄)及び第6号(競売入札妨害又は談合)	R5.4.28	左記業者の使用人は、広島県発注の県立高校改修工事の入札を巡り、令和5年2月22日に贈賄及び公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
4	建設業法違反行為	東京都千代田区神田美土代町1番地 青木あすなる建設 株式会社 代表取締役社長 辻井 靖	令和5年5月16日から 令和5年6月15日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 (建設業法違反行為)	R5.5.16	左記業者は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法(以下「法」という。)第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
5	その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 株式会社 フジタ 代表取締役 奥村 洋治	令和5年5月31日から 令和5年6月30日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R5.5.31	左記業者の従業員は、防衛省沖縄防衛局発注の「石垣島(3)宿舍新設建築工事(その1)」において、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日付けで石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
6	その他不正又は不誠実な行為	香川県高松市郷東町792番地8 株式会社 フソウ 代表取締役社長執行役員 角 尚宣	令和5年5月31日から 令和5年8月30日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R5.5.31	左記業者の使用人ら(うち1名は当時取締役)は、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。なお、贈賄の公訴時効(3年)は成立している。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。

令和5年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
7	独占禁止法違反行為	東京都千代田区内神田一丁目12番1号 アルプレッサ 株式会社 代表取締役 福神 雄介	令和5年6月7日から 令和5年12月6日まで (6か月)	別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)並びに 第4条第2項第2号及び同条第3項	R5.6.7	左記業者は、独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
8	独占禁止法違反行為	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 関西電力 株式会社 代表執行役 森 望	令和5年6月7日から 令和5年9月6日まで (3か月)	別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)及び第4条第3項	R5.6.7	左記業者は、関西電力管内等に所在する大口顧客、相対顧客又は官公庁等に対して小売供給を行う電気において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
9	独占禁止法違反行為	福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGビル 九電みらいエナジー 株式会社 代表取締役 水町 豊	令和5年6月7日から 令和5年9月6日まで (3か月)	別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)及び第4条第3項	R5.6.7	左記業者は、関西電力管内等に所在する大口顧客、相対顧客又は官公庁等に対して小売供給を行う電気において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
10	その他不正又は不誠実な行為	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号 株式会社 千葉銀行 取締役頭取 米本 努	令和5年7月11日から 令和5年8月10日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R5.7.11	左記業者は、顧客属性を確認及び検討しないまま、顧客を仕組債購入へ誘引している状況並びに内部管理態勢が不十分な状況であったことにより、令和5年6月23日に財務省関東財務局から金融商品取引法に基づく業務改善命令の行政処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
11	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区芝五丁目34番7号 田町センタービル 理想科学工業 株式会社 代表取締役社長 羽山 明	令和5年7月11日から 令和5年8月10日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R5.7.11	左記業者は、本市病院事業が発注した「コピー用紙の購入」において、予定価格の範囲内で落札したにもかかわらず、入札金額の積算を誤ったとの理由により、契約締結を辞退した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
12	その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト 株式会社 代表取締役 高浦 雅彦	令和5年7月11日から 令和5年8月10日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R5.7.11	左記業者の使用人は、東大阪市が発注した新型コロナワクチン接種のコールセンター業務において、オペレーターの人数を水増しするなどし、人件費や委託費をだまし取ったとして、令和5年6月15日、詐欺容疑で大阪府警察本部に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。

令和5年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
13	建設業法違反行為	埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1 西武建設 株式会社 代表取締役 佐藤 誠	令和5年9月8日から 令和5年10月7日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 (建設業法違反行為)	R5.9.8	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
14	建設業法違反行為	東京都豊島区長崎五丁目1番34号 西武造園 株式会社 取締役社長 大嶋 聡	令和5年9月8日から 令和5年10月7日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 (建設業法違反行為)	R5.9.8	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
15	その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト 株式会社 代表取締役 高浦 雅彦	令和5年9月8日から 令和5年10月7日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R5.9.8	左記業者の使用人は、令和5年3月末まで静岡県掛川市及び同県焼津市が発注した新型コロナワクチン接種のコールセンター業務において、オペレーターの人数を水増しするなどし、人件費や委託費をだまし取ったとして、令和5年7月18日、詐欺容疑で大阪府警察本部に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
16	その他不正又は不誠実な行為	兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号 株式会社 タクマ 代表取締役社長 南條 博昭	令和5年12月27日から 令和6年1月26日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R5.12.27	左記業者は、東京二十三区清掃一部事務組合より受託していた設備保守管理業務の一環として、令和3年11月7日、派遣会社からの派遣社員に、搬送用コンベアへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設置せず、同作業を行わせ、同社員を負傷させた。このことにより、同業者は、労働安全衛生法違反により、起訴(令和5年8月10日東京区検察庁)及び罰金刑の略式命令(同年8月29日東京簡易裁判所)を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
17	競売入札妨害又は談合	東京都江東区潮見二丁目1番22号 株式会社 久米設計 代表取締役社長 藤澤 進	令和5年12月27日から 令和6年6月26日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	R5.12.27	左記業者の九州支社長は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで令和5年11月16日に宮崎県警に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。

令和5年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
18	競売入札妨害又は談合	東京都千代田区平河町一丁目2番10号 ランドブレイン 株式会社 代表取締役 吉武 祐一	令和5年12月27日から 令和6年6月26日まで (6か月) ↓ ※令和6年1月29日 指名停止解除	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害 又は談合)	R5.12.27 ↓ R6.1.29	左記業者の使用人は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで令和5年11月16日に宮崎県警に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。 ※解除理由 令和5年12月27日、左記業者の使用人の当該容疑について、宮崎地方検察庁が不起訴処分としたため。
19	その他不正又は不誠実な行為	千葉県千葉市若葉区千城台東二丁目39番1号910号室 株式会社 千葉エレクトロニクス 代表取締役 越智 洋介	令和6年1月29日から 令和6年2月28日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.1.29	左記業者の代表取締役は、千葉県住宅供給公社の職員と共謀し、令和元年12月から令和2年3月までの間、同社が同公社から受注した5工事を巡り、増幅器を設置したと装った虚偽の書類を提出し、同公社から現金計約130万円をだまし取ったとして、令和5年12月6日に千葉県警に詐欺の疑いで逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
20	贈賄	千葉県印西市原一丁目1番地5 竹内建設 株式会社 代表取締役 竹内 一雅	令和6年1月29日から 令和6年7月28日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第2号イ (贈賄)	R6.1.29	左記業者の代表取締役は、千葉県発注工事において、令和6年1月10日に千葉県職員(収賄の容疑で逮捕)に対する贈賄の容疑で逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
21	その他不正又は不誠実な行為	茨城県水戸市泉町一丁目6番1号 株式会社 水戸京成百貨店 代表取締役社長 谷田部 亮	令和6年2月19日から 令和6年3月18日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.2.19	左記業者の当時の代表者は、令和2年5月に従業員の出勤日を休業日扱いにするなど勤務データの改ざんを指示し、国の雇用調整助成金を申請し約1億3,300万円をだまし取ったとして、令和6年1月18日、詐欺容疑で茨城県警察本部に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
22	その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 損害保険ジャパン 株式会社 代表取締役 白川 儀一	令和6年2月19日から 令和6年3月18日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R6.2.19	左記業者は、ビッグモーター社の自動車保険金に係る不正請求への対応に関し、令和6年1月25日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令の行政処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。

令和5年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
23	競売入札妨害又は談合	愛知県名古屋市昭和区鶴舞2丁目19番10号 株式会社 麦島建設 代表取締役 麦島 悦司	令和6年2月19日から 令和6年8月18日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害 又は談合)	R6.2.19	左記業者の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐる、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、公契約関係競売入札妨害罪で木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同年11月14日に罰金50万円の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
24	贈賄	千葉県印西市原一丁目1番地5 竹内建設 株式会社 代表取締役 竹内 義政	令和6年3月22日から 令和6年9月21日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第2号イ (贈賄)	R6.3.22	左記業者の元代表取締役は、千葉県発注工事において、令和6年2月28日に千葉県職員(収賄の容疑で逮捕)に対する贈賄の容疑で逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。